

三浦記念賞表彰規程

第1条 趣旨

この規程は、公益財団法人三浦新七博士記念会定款第4条第一号に規定する三浦記念賞の表彰について、必要な事項を定める。

第2条 対象者

三浦記念賞は、次の各号の一に該当するもので、産業経済の向上に著しい功績のあったものに対して表彰する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体

第3条 受賞者数

三浦記念賞は、毎年3以内の個人又は団体に対して、予算の範囲内で表彰する。

第4条 表彰基準

三浦記念賞の表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発明、発見その他の開発研究により、本市産業経済の発展向上に顕著な功績を上げたものであること。
- (2) 商工業団体の育成強化に寄与し、又は商工業団体の活動を通して地域の振興に尽力し、その功績著明なものであること。
- (3) 商工業界の能率向上、合理化等に尽力し、著しく産業の発展に寄与したものであること。
- (4) 技術の向上、普及又は人材の育成に尽力し、商工業界の振興に貢献したものであること。
- (5) 異業種交流や新分野への進出を図り、新製品の開発、販路開拓に著しく功績のあるものであること。

第5条 表彰の決定

三浦記念賞の表彰については、三浦記念賞選考審査会（以下「審査会」という。）において、前条の規定による表彰該当者について選考審査し、理事会において決定する。

- 2 選考審査する際は、審査対象者が、第3条の規定以内の時は、別表1選考審査用シート1を用い、規定を超える場合は、別表1選考審査用シート1及び2を用いる。
- 3 審査対象者は、別表2に定める方法で推薦されたものとする。
- 4 審査会は、代表理事と代表理事が任命したもので構成する。
- 5 審査会の会議は、代表理事が招集する。

附 則

この規程は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 2

1 下記団体に依頼し、推薦のあったもの

- (1) 山形商工会議所
- (2) 山形市中小企業連盟
- (3) 立谷川工業団地組合連合会
- (4) 山形鋳物工業団地協同組合
- (5) 山形市蔵王産業団地連絡協議会
- (6) 山形市観光協会
- (7) 山形市